

滝川市障がい福祉総合計画の概要

1 障がい福祉に係る各計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるための計画として策定するもので、障害者基本法第11条第3項に基づき策定された障がい者施策に関する総合計画となる「滝川市障がい者計画」の実施計画に位置付けられるものです。

なお、障がい児支援については、児童福祉法の改正により平成30年4月1日から市町村障害児福祉計画を策定するものとされました（同法第33条の20）が、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項や各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量については、「障がい福祉計画」に包含しております。

2 各計画を統合した総合計画の策定

滝川市は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉計画」を令和8年度中に策定し、障がい福祉を含めた保健福祉分野の上位計画として位置づけることとしました。計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間となっており、3年毎の評価と計画の見直しを行う予定となっております。

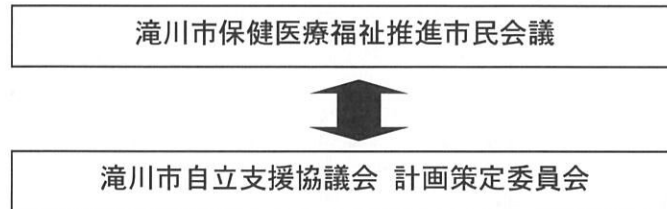
これを踏まえ、上位計画となる「地域福祉計画」と連動して更なる障がい福祉分野の推進を図るため「障がい者計画」の策定を1年前倒して「障がい福祉計画」と統合した「障がい福祉総合計画」を策定することとします。計画期間については「地域福祉計画」と連動及び整合性の観点から、令和9年度から令和14年度までの6年間とし、3年毎の評価と計画の見直しを行うこととします。

3 計画の期間

25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14					
障がい者計画					障がい者計画					障がい者計画					障がい福祉総合計画									
第3期 障がい 福祉計画		第4期 障がい 福祉計画			第5期 障がい 福祉計画			第6期 障がい 福祉計画		第7期 障がい 福祉計画														

4 計画の策定体制

滝川市保健医療福祉推進市民会議を計画策定の総括機関とし、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において計画策定委員会を設置して検討を進めます。



5 計画策定のスケジュール

計画策定のスケジュールは下表のとおりですが、策定委員会の進行状況などにより開催が変更になる場合があります。

開催月	市民会議	策定委員会	内 容
R 8 年 8 月		○	障がい福祉総合計画の骨子の審議
11 月		○	素案の審議
12 月		○	案の審議
R 9 年 1 月	○		案の審議及び答申
2 月			パブリックコメント及び市民説明会の実施
3 月			計画決定

6 計画策定の基本的な考え

共生社会の実現に向けた取り組み

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う社会の実現に向けて取り組みを検討
- 国の第5次障害者基本計画に基づき、差別や虐待の解消、自立した生活の支援・意思決定の推進

自立した日常生活を送るための取り組み

- 共生社会の実現に向けて地域で必要な障がいサービス量の見込みを定め、サービス提供体制の確保へ繋げる
- 国の基本指針を踏まえて、相談支援体制の確保や地域生活支援の充実を推進

7 その他

滝川市の現況（令和8年3月末現在）

滝川市の現況（令和8年3月末現在）

1 滝川市における障がい者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	1,666	276	303
18歳未満	20	81	—
合 計	1,686	357	303

2 身体障がい者 障がい別・等級別人数

（1）18歳以上

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	21	38	8	9	11	6	93
聴覚・平衡	0	31	12	79	0	49	171
言語・音声	0	2	6	11	0	0	19
肢体	155	164	142	241	107	62	871
内部	335	7	68	102	0	0	512
合 計	511	242	236	442	118	117	1,666

（2）18歳未満

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	1	0	0	0	0	0	1
聴覚・平衡	0	3	0	0	0	2	5
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	4	2	2	2	1	0	11
内部	2	0	1	0	0	0	3
合 計	7	5	3	2	1	2	20

3 療育手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	A判定 (最重度・重度)	B判定 (中度・軽度)	合 計
療育手帳所持者数 (18歳以上)	57	219	276
療育手帳所持者数 (18歳未満)	13	68	81
合 計	70	287	357

4 精神保健福祉手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
精神保健福祉手帳	21	140	142	303

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全 体	851	935	949

6 障害支援区分認定の状況

(単位：件)

障害支援区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分 1	5	8	4
区分 2	28	18	23
区分 3	22	20	32
区分 4	24	23	28
区分 5	10	14	23
区分 6	18	8	22
合 計	107	91	132

*介護給付費の支給者のみ。訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援など）の支給者は、含まれていません。